2019年3月4日

著作権法についての研修会のご案内

全国拡大教材製作協議会

2018年に著作権法が一部改正されました。2019年1月1日から新たに制定された著作権法施行令，著作権施行規則により，一定要件を満たすボランティア団体等は文化庁長官の個別指定を受けずとも視覚障害者等のための複製，公衆送信が行えるようになりました。

著作権法を理解した上で，弱視児童生徒のために拡大教科書製作や一般図書の拡大をすることが求められています。

このたび，文化庁著作権課のご協力をいただき，改正著作権法を勉強する研修会を開催することになりました。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

研修会詳細

日時：2019年4月24日（水）　13：30～15：30

場所：東京都障害者福祉会館

　　　　港区芝5丁目18番2号

講師：文化庁著作権課　著作権登録係長　壇上容子様

研修会内容

　・著作権制度の基礎について

　・著作権37条の解釈・主旨の解説，

新制度の手続き方法，改正前との違いなど

　・質疑応答

参加希望の団体は，別紙「著作権研修会　参加申込書」をメール添付または郵便でお送り下さい。

締め切りは，**3月25日（月）**です。よろしくお願いします。

参加者多数の場合は，1団体の参加人数を制限させていただく場合があります。

ご了承下さい。

著作権研修会　参加申込書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者名 |  |
| 参加者名 |  |
| 合計人数 |  |

締め切りは**3月25日**です。